

農林水産局週休2日適用工事等実施要領

令和	3年	6月	1日制	定
令和	4年	6月	1日一部改正	
令和	5年	6月	1日一部改正	
令和	6年	4月	1日一部改正	

1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日適用工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 週休2日適用工事

- ア 週休2日とは、対象期間において、4週8休（対象期間の28分の8の日数相当のこと。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- イ 現場閉所とは、巡回、パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ウ 対象期間とは、工事着手日から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。
 - （ア） 年末年始6日間及び夏季休暇3日間
 - （イ） 工場製作のみが行われている期間
 - （ウ） 工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

(2) 週休2日交替制適用工事

- ア 週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休（対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が28日分の8日の水準の状態をいう。）以上の休日を確認したと認められる状態をいう。
- イ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。
なお、一時的とは、2週間未満とする。
- ウ 対象期間は、各業者が工事に着手する日から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、対象期間から除く日は、2（1）ウのとおりとする。

3 対象工事

原則、全ての工事で週休2日適用工事を実施する。ただし、緊急対応工事など現場閉所が困難な工事は、週休2日交替制適用工事で実施するものとする。

4 実施方法

- ア 受注者は、工事着手までに別記様式1「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を発注者に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。
なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。
- イ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日

- 誌や出勤簿等)とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。
- ウ 週休2日又は週休2日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。
- エ 受注者は、週休2日又は週休2日交替制が達成できなくなった場合は、速やかにその理由を工事打合せ簿により発注者に提出するものとする。

5 経費の補正

(1) 週休2日適用工事

特記仕様書に明示する経費及び補正係数を休日の取得状況に応じて労務費等に乗じることとする。なお、当初設計においては、4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の経費を見込んで発注し、達成できなかった場合は、現場閉所実績に応じて補正係数を減じた変更契約を行うものとする。

(2) 週休2日交替制適用工事

特記仕様書に明示する経費及び補正係数を休日の取得状況に応じて労務費及び現場管理費にのみ乗じるものとする。なお、当初設計においては、4週8休以上（現場閉所率又は休日率28.5%（8日/28日）以上）の経費を見込んで発注し、達成できなかった場合は、技術者等の休日率（技術者・技能労働者の休日日数÷対象期間）の状況に応じて補正係数を減じた変更契約を行うものとする。

(3) その他

労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工及び港湾請負工事積算基準に係る標準賃金（船舶製作工を除く）とする。

6 工事成績評価

4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、工事成績評価表の「工程管理」及び「創意工夫」で評価するものとする。

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 3年 6月 1日から施行する。
- 2 この要領は、令和 4年 6月 1日から施行する。
- 3 この要領は、令和 5年 6月 1日から施行する。
- 4 この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。